

令和元年
10月1日

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件すべてを満たしている必要があります。

- ・65歳以上である。
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている。
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約462万円以下である。

■請求手続き

① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が**9月上旬から順次届きます。**

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

② 平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ・日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときには、お電話下さい。

【お問い合わせ先】 給付金専用ダイヤル 0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金 検索

令和元年度日高町巡回児童相談について

- (1) 日程
- ・11月19日（火） 10：30～16：30
 - ・11月20日（水） 10：30～16：30
- (2) 場所
- 申し込み状況によって、次のいずれかの会場で実施します。
- ・門別地区～門別公民館
 - ・富川地区～富川公会堂
 - ・日高地区～日高町民センター
- (3) 相談担当者
- 室蘭児童相談所 児童福祉司 判定員
- (4) 相談内容
- ・療育手帳の再判定
 - ・しつけ相談
 - ・言葉の障害、身体障害等
 - ・学校に行きたがらない
 - ・その他、子どものことで困っていること
- (5) 相談料
- 無料
- (6) 申込先
- | | | |
|--------|--------------|----------------|
| 子育て福祉課 | 子育て支援G | 電話01456-2-6183 |
| 日高総合支所 | 地域住民課 福祉・保険G | 電話01457-6-3173 |

相談を希望される方は、10月18日（金）までに電話にてお申し込みください。

なお、相談は児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性の高い方を優先させていただくことがあります。

また、ご希望の日程から調整させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

※療育手帳をお持ちの方で再判定の時期が近い方は、相談を受けることをお勧めします。

※次回の巡回児童相談の実施予定日・・・令和2年2月25日（火）26日（水）

幼児教育・保育の無償化が10月からスタートします

対象の子ども

3～5歳児（小学校に入学する前の3年間） および住民税非課税世帯の0～2歳児

・今年度（4月2日以降）3歳になった児童は、翌年度の4月から無償化の対象になります。

例えば、現在3歳（2016年（平成28年）7月1日生まれ）の子どもは、2020年（令和2年）4月から保育料が無償化されます。

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。

対象費用

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料（保育料）

・上記施設の利用料（保育料）は全て無償化されます。

・主食費（ごはんやパン）、副食費（おかず・おやつ代）などの食材料費、通園送迎費、行事費等の実費負担分は無償化の対象外です。

※年収360万円未満相当の世帯の子供たちと、全ての第3子以降の子供たちについては、食材料費の副食費分が免除されます。

※各施設によって、実費負担の内容は異なります。

手続き

手続きなし

・幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料（保育料）は手続きの必要がありません。

手続きあり

・幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等に係る利用料（保育料）は、別途申請が必要になります。

詳しくは施設を通じてお知らせします。

対象	保育サービス	無償化の範囲	手続き
共働き家庭	幼稚園、保育所、 認定こども園	全て無償 ※ただし食材料費等の実費負担有り	なし
ひとり親で働いている家庭 などの 3歳～5歳児 (保育の必要性に該当)	幼稚園の預かり保育	幼稚園の利用に加え 月額1.13万円まで無償	<u>あり</u>
	認可外保育施設、 一時預かり事業など	月額3.7万円まで無償	<u>あり</u>
対象	保育サービス	無償化の範囲	手続き
専業主婦（夫）家庭 などの 3歳～5歳児 (保育の必要性に該当なし)	幼稚園、 認定こども園（幼稚園時間）	全て無償 ※ただし食材料費等の実費負担有り	なし
	幼稚園の預かり保育、 認可外保育施設、 一時預かり事業など	無償化の対象外	

住民税非課税世帯については、0～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。

【お問い合わせ先】

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173